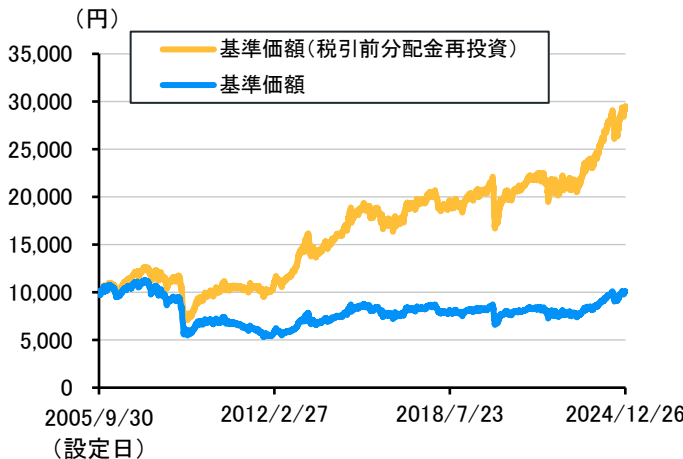


# JPM新興国ソブリン・オープン

## 追加型投信 / 海外 / 債券

### 設定来の基準価額等の推移



### ファンド情報

基準価額	10,112円
純資産総額	34.7億円

### マザーファンド

銘柄数	152
有価証券組入比率	96.89%
直接利回り	6.74%
平均デュレーション	6.87年
平均格付	BB

・基準価額は信託報酬控除後です。分配金再投資基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。信託報酬については、後記の「ファンドの費用」をご覧ください。

・平均格付、直接利回り、平均デュレーションは、当社ポートフォリオシステムの情報に基づき算出しています。また、平均格付とは、債券資産等に係る信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。直接利回りは、現金などを除いた組入有価証券部分の加重平均として算出しています。一定の条件下で想定される債券のクーポン収入のみに着目した仮想利回り(年率)であり、基準日現在においてマザーファンドのポートフォリオで保有する債券を基準日から1年間保有したと仮定して受け取る前提のクーポン収入を見積もり、当該銘柄の基準日の時価で除し、それぞれ加重平均して算出したものです。従って、当ファンドの分配金や運用実績を示唆するものではありません。

### 騰落率

(%)

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
3.73	8.99	2.69	19.84	32.25	194.97

・騰落率については、基準価額に税引前分配金を再投資して計算しております。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

### 分配金実績 (1万口あたり、税引前)

設定来合計	第225期 2024年7月	第226期 2024年8月	第227期 2024年9月	第228期 2024年10月	第229期 2024年11月	第230期 2024年12月
8,210円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

・分配金は過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。また、必ず分配を行うものではありません。

### ご参考: 基準価額の変動要因(1ヵ月)

債券	為替	分配金	その他	合計
-102円	480円	-20円	-14円	344円

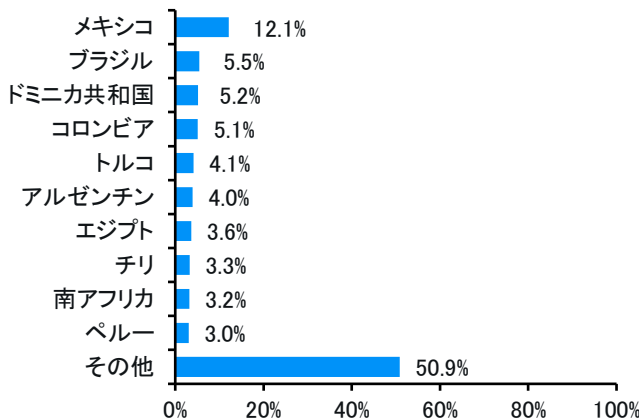
・基準価額の変動要因は当社独自の見解に基づいて行った試算であるため、実際の基準価額の変動とは必ずしも一致していない場合があります。基準価額の変動要因のその他には信託報酬などが含まれます。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

## JPM新興国ソブリン・オープン

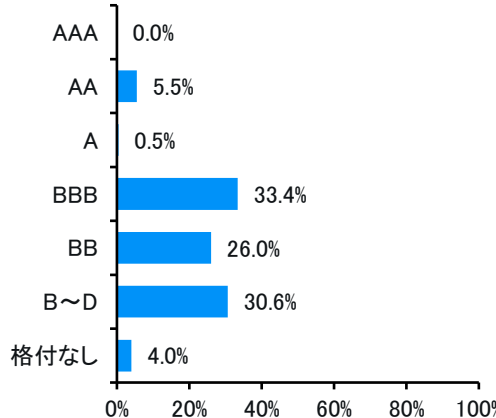
## ポートフォリオの組入状況 (マザーファンド)

## 国別構成比率



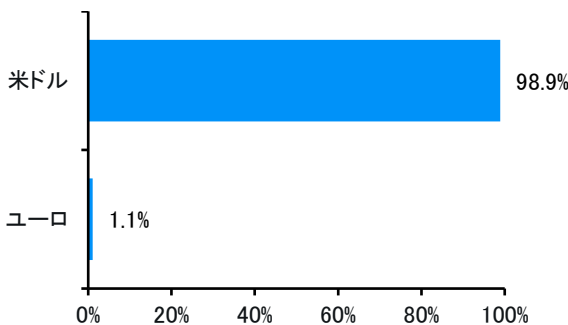
・比率は組入有価証券を100%として計算しています。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。  
・クレジット・リンク債はリンク先の国情報に基づき分類しています。

## 格付別構成比率



・比率は組入有価証券を100%として計算しています。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。  
・原則としてS&PまたはMoody'sの格付を採用しています。

## 通貨別構成比率



・比率は組入有価証券を100%として計算しています。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

## 組入上位10銘柄

(2024年11月29日現在)

	銘柄	償還日	クーポン(%)	通貨	比率
1	エルサルバドル国債	2030/4/17	9.250	米ドル	1.71%
2	ドミニカ共和国国債	2032/9/23	4.875	米ドル	1.62%
3	トルコ国債	2030/3/13	5.250	米ドル	1.58%
4	PEMEX	2026/8/4	6.875	米ドル	1.49%
5	オマーン国債	2051/1/25	7.000	米ドル	1.44%
6	PEMEX	2031/1/28	5.950	米ドル	1.38%
7	PEMEX	2048/2/12	6.350	米ドル	1.38%
8	BIOCEANICO	2034/6/5	0.000	米ドル	1.25%
9	アルゼンチン国債	2035/7/9	4.125	米ドル	1.20%
10	エクアドル国債	2030/7/31	6.900	米ドル	1.20%

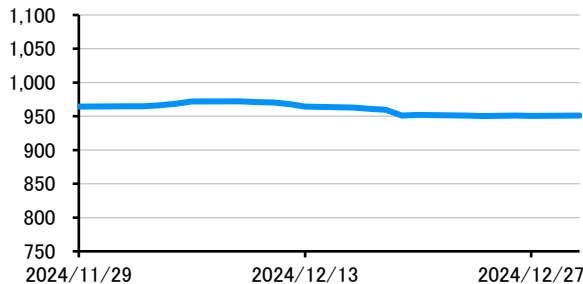
・開示基準日がその他の情報と異なります。  
・比率は対純資産で計算しています。  
・クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため、「-」と表示する場合があります。  
・上記は個別銘柄の推奨を目的として示したのではなく、当該銘柄のファンドへの組入れを保証するものではありません。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

# JPM新興国ソブリン・オープン

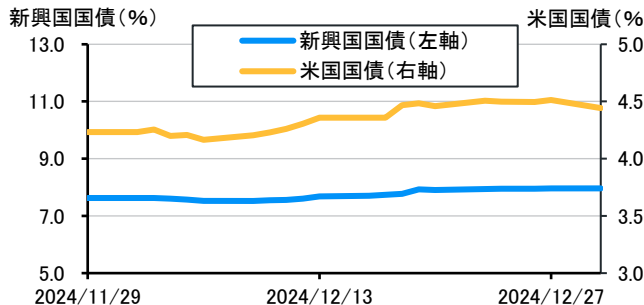
ご参考: 過去1ヵ月間の市場・為替の動向

## 新興国債券市場の推移



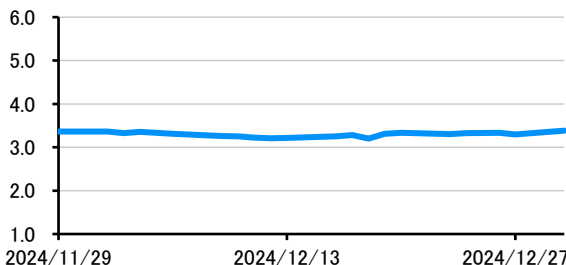
出所: Bloomberg  
 ・JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(米ドルベース)

## 国債市場の利回りの推移



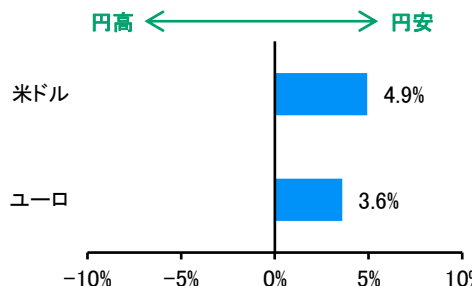
出所: Bloomberg、The Yield Book  
 ・新興国国債: JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数  
 ・米国国債: FTSE 米国債インデックス

## 新興国国債 利回り格差の推移



出所: Bloomberg  
 ・JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数ストリップ・スプレッド。新興国国債が米国国債に比べて何%上乗せた利回りで取引されているかを表します。

## 為替の月間変化率(対円)



出所: 投信協会発表レート

上記グラフは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本資料のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

# JPM新興国ソブリン・オープン

## 運用状況等と今後の運用方針

### 市場概況

当月の米ドル建て新興国債券の利回りは、前月末比で上昇(債券価格は下落)しました。また、新興国スプレッド(米国国債との利回り格差)は前月末比で縮小しました。国別のパフォーマンスでは、アルゼンチンやレバノンなどが上昇した一方、スリランカやパナマなどは下落しました。

当月は、月前半は感謝祭明けで取引が閑散とする中、米国債利回りは緩やかに低下しましたが、その後来年以降の利下げペース鈍化が意識され、上昇に転じました。月後半はFOMC(米連邦公開市場委員会)のタカ派的(金融引き締め)に積極的な声明文やパウエルFRB(米連邦準備制度理事会)議長の記者会見を背景に、利回りは更に上昇しました。

新興国債券市場においては、米国債利回りが大きく上昇したことが市場にマイナスの影響を与えました。主に中国を対象とした米国によるマイルドな関税は一時的な影響を想定しており、足元では対応可能であると推測するものの、米国新政権下での厳しい関税の可能性は引き続き懸念材料です。

金融政策については、フィリピンやメキシコの中央銀行は政策金利を引き下げた一方、ブラジルの中央銀行は政策金利を引き上げました。

信用格付けについては、フィッチがスリランカの格付けを、債権者がソブリン債の債務再編に同意したことを受けて、CCC+に引き上げました。しかし、政府債務削減のための収入確保には懸念が残っています。

### 運用状況

- 当月の当ファンドの基準価額(税引前分配金再投資ベース)は前月末比で上昇しました。保有債券は債券価格の下落によりマイナスに寄与しましたが、米ドルが対円で大きく上昇しプラスに寄与しました。国別ではナイジェリアなどの保有比率が上昇した一方、コスタリカなどの保有比率は低下しました。

### 市場見通しと今後の運用方針

マクロ経済のメインシナリオとしては、先進国経済のソフトランディングや新興国における底堅い成長を予想しており、新興国債券市場にとってポジティブな環境になると見えています。新興国の成長率は、先進国対比で良好であり、中国をはじめとしたデフインフレの進行により依然として利下げの余地があると見えますが、FRBによる利下げの動向が新興国における金融緩和のペースなどを左右する可能性があると考えます。2025年にかけて、新興国のファンダメンタルズは改善し、新興国の格上げ数は格下げ数を上回ると予想しています。

当ファンドの運用においては、引き続き市場の変動性に十分留意しながら、流動性が高く、財政を含む長期ファンダメンタルズが健全な国の中で、割安と判断する債券への投資を継続する方針です。

・上記運用状況および運用方針については、実質的な運用を行うマザーファンドに係る説明を含みます。  
・上記は、作成時点のJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。

## ファンドの特色

### 1 ファンドは、マザーファンド\*1を通じて新興国のソブリン債券を実質的な主要投資対象として運用を行い、安定的かつ高水準のクーポン等収入を確保し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

- 「ソブリン債券」とは、政府または政府機関の発行する債券をいいます。
- 「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本およびクーポンの支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。
- 「クーポン」とは、債券から支払われる利息をいい、「クーポン等収入」とは、ファンドが実質的に受領するクーポンを主とする収入をいいます。

※ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。  
\*1 GIM新興国ソブリン・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)。

### 2 主として米ドル建ての新興国のソブリン債券に投資します。

- ただし、ファンドの20%相当を上限に、新興国のソブリン債券以外の債券に投資します。また、ファンドの25%相当を上限に米ドル以外の通貨建ての債券に投資します。

### 3 ファンドは、毎月17日\*1の決算時に、クーポン等収入を中心に分配します。

- ただし、必ず分配を行うものではありません。

\*1 17日が休業日の場合は翌営業日となります。※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 4 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 外貨建ての債券に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けません。
- 為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

(注)円以外の通貨間での為替変動による影響を抑えるため、円以外の通貨間で為替ヘッジを行うことがあります。

### 5 J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人)に運用を委託します。

- J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

ストックコネクトを通じて中国のA株への投資を行うことがあります。  
中国のA株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件下でファンドを含む外国の投資家にも投資が認められているものです。ストックコネクトについては後記投資リスクをご参照ください。

※J. P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

・資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

ご購入の際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

## 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。  
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

### 基準価額の変動要因

ファンドは、主に新興国の債券に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。下記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

信用リスク	債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。
金利変動リスク	金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。
為替変動リスク	ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。
カントリーリスク	新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、債券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。</li> <li>・債券・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、債券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。</li> <li>・先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。</li> <li>・税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。</li> </ul>
デリバティブ取引のリスク	ファンドは、直物為替先渡(NDF)取引等のデリバティブ取引を用いる場合があります。デリバティブ取引は、その他の投資手段と比較して、金利、為替相場等の変動に対してより大きく価格が変動・下落することがあります。
ボンドコネクト*のリスク	ファンドは、ボンドコネクトを通じて中国本土で発行された債券へ投資する場合があります。当該投資には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法規制の変更や取引上の制約により、取引相手方にかかるリスクが増大する可能性があります。</li> <li>・現時点の規則や法規制が変更される可能性や、その変更が過去に遡って適用される可能性があります。</li> <li>・ボンドコネクトを通じて行う取引は、中国本土および香港の投資家保護制度のいずれにおいても保護されません。</li> <li>・ボンドコネクトは、中国・香港双方の債券市場の営業日であって、かつ取引の決済日が中国・香港双方の銀行の営業日となる場合のみ運営されます。それによりファンドは、希望する時点や価格で債券の売買ができないことがあります。</li> </ul> <p>*本資料において、「中国・香港債券相互取引制度」を「ボンドコネクト」といいます。 「ボンドコネクト」により、ファンドを含む外国の投資家は、中国本土の銀行間債券市場における売買を、香港の証券会社を通じて行うことができます。</p>

## その他の留意点

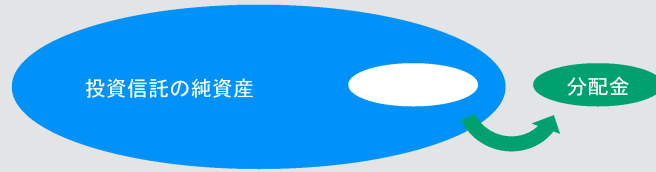
---

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

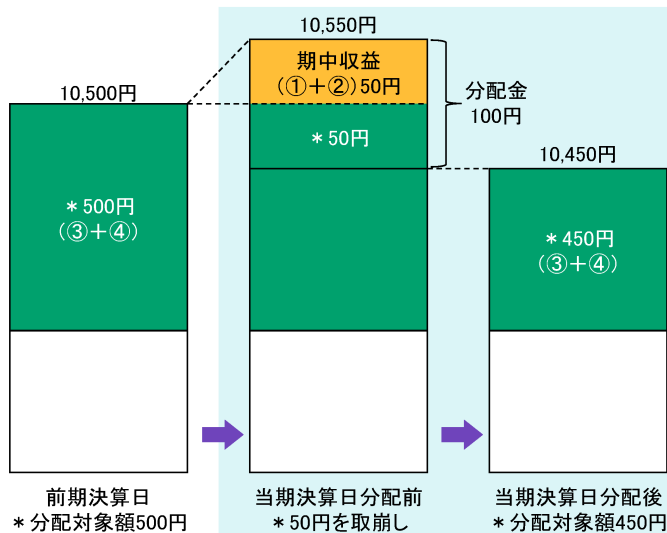


- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費\*1控除後の配当等収益\*2および有価証券の売買益\*3)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

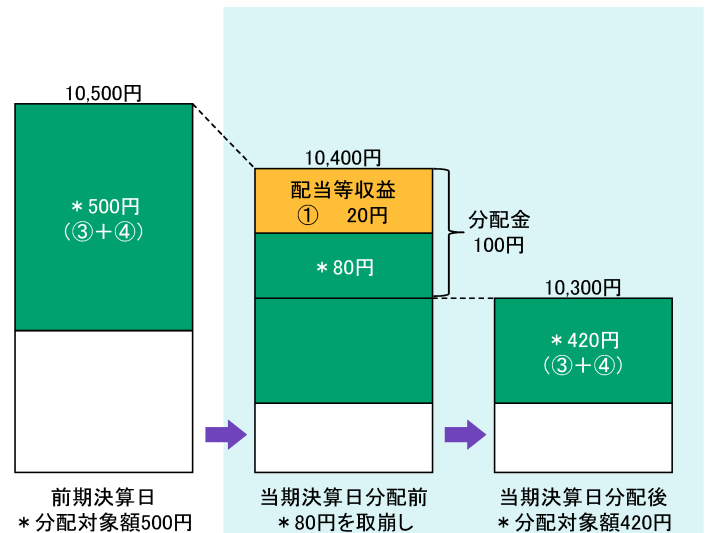
\*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。\*2 有価証券の利息・配当金を主とする収益をいいます。\*3 評価益を含みます。

### 決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の有価証券の売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

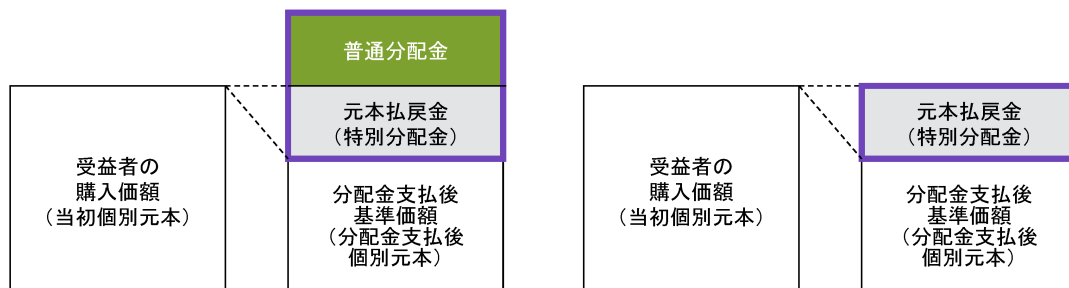
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分是非課税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※上記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。



# JPM新興国ソブリン・オープン

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
信託期間	無期限です。(設定日は2005年9月30日です。)
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎月の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となりますが、このファンドは、NISAの対象ではありません。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は <b>3.85%(税抜3.50%)</b> を上限とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	かかりません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して <b>年率1.595%(税抜1.45%)</b> がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。
その他の費用・手数料	「有価証券の取引等にかかる費用*」「外貨建資産の保管費用*」「信託財産に関する租税*」「信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用*」「ファンド監査費用(純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%)、上限年間330万円(税抜300万円))」 *運用状況等により変動し、適切な記載が困難なため、事前に種類ごとの金額、上限額またはその計算方法等の概要などを具体的に表示することができないことから、記載していません。

ファンドの費用の合計額は、ファンドの保有期間等により変動し、表示することができないことから、記載していません。

## ファンドの関係法人

委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(ファンドの運用の指図) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理)
販売会社	委託会社(am.jpmorgan.com/jp)までお問い合わせください。(ファンドの購入・換金の取扱い等、投資信託説明書(交付目論見書)の入手先)

ご購入の際は、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

## 取扱販売会社について

- 投資信託説明書(交付目論見書)は下記の販売会社で入手することができます。
- 登録番号に「金商」が含まれているものは金融商品取引業者、「登金」が含まれているものは登録金融機関です。
- 株式会社を除いた正式名称を昇順に表示しています。
- 下記には募集の取扱いを行っていない販売会社が含まれていることがあります。また、下記以外の販売会社が募集の取扱いを行っている場合があります。
- 下記登録金融機関(登金)は、日本証券業協会の特別会員です。

2025年1月6日現在

金融商品取引業者等の名称	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	その他
安藤証券株式会社	東海財務局長(金商)第1号	○				
SMBC日興証券株式会社	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社 SBI証券	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○	
株式会社 SBI新生銀行(委託金融 商品取引業者 株式会社SBI証券)	関東財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社 京都銀行	近畿財務局長(登金)第10号	○			○	
株式会社 但馬銀行	近畿財務局長(登金)第14号	○				
立花証券株式会社	関東財務局長(金商)第110号	○			○	
株式会社 東京スター銀行	関東財務局長(登金)第579号	○			○	
株式会社 西日本シティ銀行	福岡財務支局長(登金)第6号	○			○	
三井住友信託銀行株式会社	関東財務局長(登金)第649号	○		○	○	
楽天証券株式会社	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
リテラ・クレア証券株式会社	関東財務局長(金商)第199号	○			○	

## 本資料で使用している指数について

---

- JPモルガンEMBIグローバル・デバースファイド指数は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しております。
- FTSE 米国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

## 本資料に関する注意事項

---

本資料はJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客さまが投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社および当社グループの判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。本資料は、当社が設定・運用する投資信託について説明するものであり、その他の有価証券の勧誘を目的とするものではありません。また、当社が当該投資信託の販売会社として直接説明するために作成したものではありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。過去の運用成績は将来の運用成果を保証するものではありません。投資信託は預金および保険ではありません。投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託を証券会社(第一種金融商品取引業者を指します。)以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。取得のお申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をあらかじめまたは同時にお渡ししますので必ずお受け取りの上、内容をご確認ください。最終的な投資判断は、お客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。